

# 美容所施設基準概略

## 作業所面積

美容を行うときに使用する椅子(美容いす)1台の場合6.6㎡以上、1台を超える場合はその超える数が1台増すごとに3.3㎡を加えた面積以上。右図の場合、美容いすが3台なので13.2㎡以上必要。

〔(美容いすの台数+1)×3.3㎡以上〕

隔壁等により外部及び他施設と区画する。(戸や扉でもよい。アコーディオンカーテンではいけない。)

皮膚に接する布片及び器具を保管する場所は、ほこり等が入らないよう扉付きの棚が望ましい。

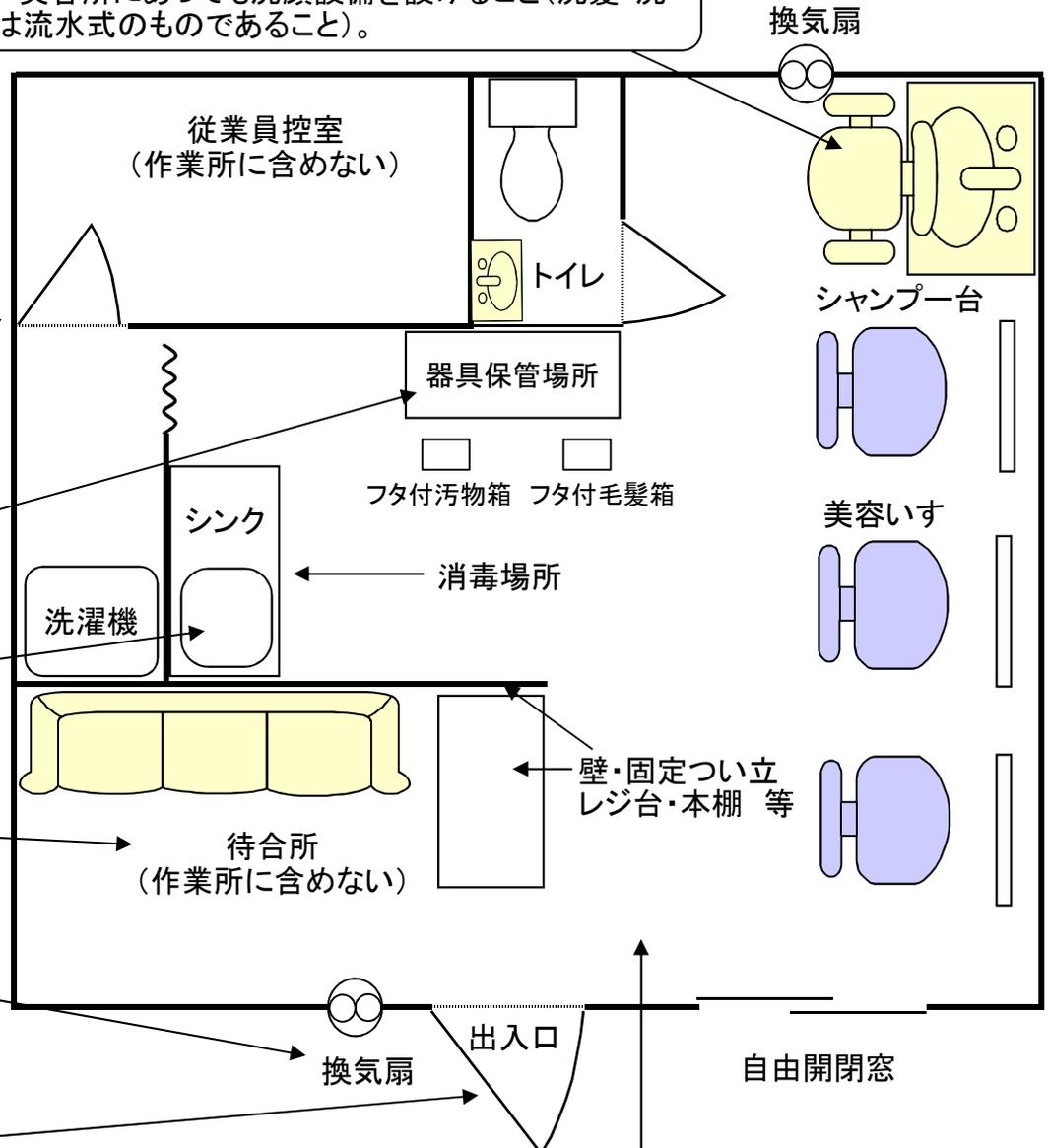
作業所には適当な広さの器具等を消毒する場所を設けること(流水装置)。

待合所を設け、作業所とこれを区画する。区画物は原則として固定式のもの。本棚、レジカウンター等のどっしりとして動かしにくい物で代えることもできる。

換気設備は施設内の空気が流れるよう対角線上に設置するのが望ましい。

美容所の施設設備(作業所、待合所、器具類等)は、美容所専用のものであること。出入口についても、美容所と他施設(自宅、他業種店舗等)との兼用は不可。

頭髪に係わる作業を行う美容所にあつては洗髪設備を設け、行わない美容所にあつても洗顔設備を設けること(洗髪・洗顔設備は流水式のものであること)。



床には不浸透性材料を用いる。(クッションフロア、タイル、リノリウム、板 等)